

海岸漂着物対策推進会議（第8回）

平成29年6月21日

海岸漂着物対策推進会議（第8回）

平成29年6月21日（水） 14:00～14:55

中央合同庁舎第5号館 第1会議室

議 事 次 第

【議 題】

1. 「海岸漂着物対策推進会議の設置について」の改正について
2. 海岸漂着物対策専門家会議（第11回）について
3. 海洋ごみに関する関係府省庁の取組について
4. 海洋ごみに関する現状について
5. その他

【資料一覧】

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 海岸漂着物対策推進会議設置要項（改正案） |
| 資料2 | 海岸漂着物対策専門家会議（第11回）における専門家による主なご意見について |
| 資料3 | 漂流・漂着ごみ対策関連予算 |
| 資料4 | 平成27年度海洋ごみ調査の結果について |
| 資料5-1 | 海洋ごみに関する国際動向について |
| 資料5-2 | 持続可能な目標（SDG）14実施支援国連会議結果概要 |
| 参考資料1 | 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 |
| 参考資料2 | 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 |
| 参考資料3 | 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果（概要版） |
| 参考資料4 | G7ボローニャ環境大臣会合コミュニケ（抜粋） |
| 参考資料5 | 海岸漂着物対策専門家会議（第11回）議事録 |

午後 2時00分 開会

○中里海洋環境室長 それでは、定刻になりましたので、これより第8回海岸漂着物対策推進会議を始めさせていただきます。

私は本日、司会進行を務めさせていただきます環境省水・大気局海洋環境室長の中里でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の配付資料を確認させていただきたいと思います。まず、議事次第でございます。その後出席者名簿、座席表があるかと思います。次に資料1、2、3です。3の次は資料3の別紙1、資料3の別紙2までです。さらに資料4がございまして、資料5-1と5-2でございます。最後に参考資料が1から5まででございます。よろしいでしょうか。また何か落丁等がありましたらお知らせいただければと思います。

それでは、この会議の議長である環境省水・大気局長の高橋よりご挨拶を申し上げます。

○高橋水・大気環境局長 環境省水・大気環境局長の高橋でございます。

本日は大変お忙しい中、この当推進会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、関係各省におかれましては、日ごろから海洋漂着物処理推進法の理念に基づきまして、海洋ごみ対策の推進にさまざまなご立場からご尽力をいただいておりますことを改めて御礼申し上げます。

海洋ごみに関しましては、平成21年に海岸漂着物処理推進法が制定されまして、その翌年には基本方針が閣議決定をされております。それ以降、各都道府県にあつては法律と基本方針に基づいて地域計画を作成し、海洋ごみ対策を推進していただいているところでございます。

また、海洋ごみ問題は昨年のG7伊勢志摩サミット首脳宣言やG7富山環境大臣会合のコミュニケ、第2回の国連環境総会の決議に引き続きまして、今年に入りまして6月にはG7のボローニャ環境大臣会合のコミュニケ、あるいは持続可能な開発目標、SDG事業の実施支援国連会議の成果文書に盛り込まれるなど、国際的にも大きな課題として認識をされております。私どもとしても、関係省庁の皆様と一丸となってこの問題に取り組んでいきたいと考えております。

本日は、今年3月に開始をされました海岸漂着物対策専門家会議における専門家からのご意見についてご報告をした後、関係省庁の皆様から漂流・漂着ごみ対策に係る取組についてご報告をいただくということになっております。また、環境省等から海洋ごみに関する現状でございますとか国際動向についてもご報告をいたします。

関係省庁の皆様には今後とも海洋ごみ問題に関してご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

まして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○中里海洋環境室長 高橋局長、ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、議事次第の1でございますけれども、「海岸漂着物対策推進会議の設置について」の改正について、これを事務局より説明をお願いします。

○事務局 海洋環境室の野々村と申します。よろしくお願いいたします。

資料1についてご説明いたします。海岸漂着物対策推進会議の設置について、こちら関係省庁申し合わせで平成22年9月7日に策定されたものでございますけれども、本年4月に内閣官房から内閣府に海洋政策推進事務局が移管されたことに伴いまして、こちらの海岸漂着物推進会議の設置についてと、次のページをおめくりいただきまして、別紙の海岸漂着物推進会議の幹事会のところにつきまして所要の改正を行いたいと考えているものになります。

○中里海洋環境室長 説明ありがとうございました。

この時点でご質問等がございますか。これについては特に異議はないということで了承してよろしいでしょうか。

はい、了承されたものとして扱わせていただきます。

続きまして、議題2でございますが、海岸漂着物対策専門家会議（第11回）について、これは今年の3月に開かれたものでございます。これにおける専門家からのコメントがございますので、これの紹介をまた事務局からお願いします。

○事務局 資料2についてご説明させていただきます。

海岸漂着物対策専門家会議（第11回）における専門家による主なご意見といたしまして、兼廣座長より、マイクロプラスチック調査について、特に生物への影響が非常に懸念される部分がある。マイクロプラスチックに化学物質を吸着するといった問題もあり、生物あるいは人への影響等が本当にあるのかどうか等も含めマイクロプラスチックに関する調査や研究も必要と考えている。

小島愛之助委員のご意見でございます。都道府県が策定する地域計画について、海岸線を有する都道府県のみならず海岸線を有しない県についても、海岸漂着物処理推進法の趣旨が海岸漂着物の円滑な処理とその発生抑制が車の両輪であるということであれば、海岸線を有しない県についても、地域計画の策定が必要ではないかというご意見がございました。

小島あずさ委員のご意見でございます。海岸漂着物対策推進活動推進員の委嘱について、現場で実際に海岸漂着物を回収、発生抑制に取り組んでいる市民の方は、非常に多い。このよう

な方々がより活動しやすくなるように、委嘱の実績をつくるように努力していただきたいというご意見がございました。

西島委員のご意見でございます。この約10年間にどれくらい海岸漂着物ごみが増えてきたのか、減ってきたのか、または、どのようなものが増えたり、減ってきたかについて、何らかの形でお示しいただきたい。もう一つございました。海洋ごみについて環境省が経年的に調査を実施されているが、そのデータの積み重ねを踏まえた結果があれば海岸漂着物専門家会議においても検討の成果がより実のあるものになるのではないかという意見がございました。

その他の意見などにつきましては、3月24日の海岸漂着物専門家会議の議事録を参考資料5につけさせていただいておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

以上になります。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

何か今の説明に対しましてご質問とかございますか、ご意見なり。よろしいですか。この中に書いてある調査研究等については後ほどまた環境省のほうからも報告をさせていただきたいと思えます。

よろしければ、議題3のほうに移らせていただきたいと思えます。海洋ごみに関する関係府省庁の取組についてということでございます。これについては資料3からですね。これにつきまして、まず予算の概要について事務局のほうからご説明をお願いしたいと思えます。

○事務局 資料3の平成29年度漂流・漂着ごみ対策関連予算の総括表についてご説明させていただきます。

平成29年度当初予算の計上でございますが、農林水産省さんにおかれましては111億3,500万円プラス723億5,000万円の内数を予算計上いただいております。経済産業省さんにおかれましては1億4,000万の内数を予算計上していただいております。国土交通省さんにおかれましては1兆276億2,300万円を予算計上していただいております。海上保安庁さんにおかれましては1億5,900万円の内数を予算計上していただいております。環境省におきましては11億6,600万円プラス268億2,200万円の内数を予算計上しております。国土交通省さん、農林水産省さんにおかれまして、災害関連事業の内数でも本予算、海岸漂流・漂着ごみ対策関連予算を計上させていただいているところでございます。

以上になります。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

ちょっと内数が多いので、なかなか全体的なイメージはつかみにくいかもしれませんが、

この後、事業の詳細がございますので、そちらのほうでまた各省庁からご説明をいただければと思っておりますが、まず、今の全体的なところでご意見、ご質問等はございますか。よろしいですか。

よろしければ、資料の別紙2に基づきまして、各省庁からご説明をいただきたいと思っております。まず、林野庁さんからお願いできますでしょうか。

○齋藤治山課治山対策官 林野庁でございます。本日齋藤が代理でご説明さしあげます。

別紙2の1ページからお願いいたします。林野庁としましては治山対策の推進ということで、海に流れ出るような流木の発生源の対策を行っております。平成29年度では復興会計も含めまして720億円を計上しているところでございます。

左側にありますように、近年、集中豪雨の増加や巨大地震の発生などが予測されている中で、着実に山地災害防止対策を進めていきたいというのが趣旨でございます。

右側の平成29年度予算の重点施策の中で、まずは山地災害が起きたらしっかりと復旧対策を行うとともに、被害の防止・軽減のための予防的な治山対策も行っております。流木災害につきましても、ちょっと小さいですけども、右上の左の写真を見ていただきますと、工作物のところに木が捕捉されているという状況が見られるかと思いますが、こういった形の施設をスリットダムと呼びますけれども、スリットのところに流木を捕捉して、山から木が流れ出さないようにするという対策を取っております。さらに、溪流内の危険木、つまり倒れている木であるとか土石を除去するといった形で流木の防止対策を行っております。

また、もちろん流木にならないためには健全な森林を育てることが非常に重要になりますので、間伐等の整備を着実に進めていきたいと思っております。いずれにしましても、上流、中流、下流を通じた対策となるよう、関係省庁の皆様と連携をとりながら、流木災害防止対策を実施していきたいと考えております。

私からは以上です。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

各省庁様からのご説明につきましては、質問は後でまとめて受けたいと思っておりますので、続きまして、水産庁さん、お願いいたします。

○高瀬漁場資源課生態系保全室長 水産庁生態系保全室長の高瀬です。よろしくお願いたします。

水産庁の漂流・漂着ごみ対策関連予算として三つの事業を計上しております。漁業系廃棄物対策促進事業、それから漁場復旧対策支援事業、水産環境整備事業です。それぞれ簡単にご説

明を申し上げます。

漁業系廃棄物対策促進事業、平成29年度の予算額約1,400万円で、事業内容としまして、漁業で用いる発泡スチロールの減容化や固形燃料化等のリサイクル手法の普及・実証実験への支援を行っております。

それから、次のページになりますが、漁場復旧対策支援事業、これは平成29年度予算額約7億円を計上しております。事業内容は東日本大震災により漁場に漂流、堆積した瓦れき除去への支援であります。専門業者及び漁業者による回収方法がありまして、29年度は岩手県、宮城県、福島県の3県で実施を予定しております。

それから、水産環境整備事業ですが、平成29年度の予算額は約104億円でありまして、事業内容は資料の4ページの左下になりますけれども、左下に事業のメニューがいろいろ載っておりますけれども、この中で水域環境保全のための事業として、漁場における堆積物の除去への支援が可能となっております。

以上です。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省さん、お願いいたします。

○田村環境指導室越境移動管理官 経済産業省環境指導室の田村でございます。

経済産業省の施策は5ページでございます。漂流・漂着ごみについては流木、漁具がありますけれども、ペットボトル、瓶、缶、ポリ容器といった容器包装も多く含まれています。これらは海外から流れてくるものもありますが、国内で発生したものも多いと伺っております。そのため、こういった容器包装ごみが環境中に廃棄されないということが大変重要ではないかと考えており、国内において容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することをもって漂流・漂着ごみに対する対策として対応しているところでございます。

具体的には以下にあります二つの施策を講じております。一つが容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進です。容器包装リサイクル法については、もう既に皆さんご存じだと思いますけれども、その施行に当たりまして、リサイクル法関係予算の一部を使いまして、事業者による取組状況の調査等を行っております。例えば小売事業者による使用合理化とか、あるいは再生材の市場状況の拡大とかについて報告書に取りまとめて、事業者に対して普及啓発を行っているところでございます。

また、その普及啓発の一環といたしまして、2ポツにありますとおり3R、すなわちリデュース・リユース・リサイクルの促進と普及啓発を進めています。こちらにつきましては経済産業

省だけではなくて8省庁合同で行っておりますけれども、毎年10月を3R推進月間という形で位置づけて、例えばリサイクル施設の見学とか、市民セミナーの開催といった形で普及啓発を行っているところでございます。

このように、廃棄される容器包装ごみを削減するということをもちまして、結果的にこういったごみが海洋中に漂流・漂着するということのないようにすることで、漂流・漂着ごみを減らすことに対して貢献していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省水管理・国土保全局様からお願いいたします。

○赤澤海岸室課長補佐 国土交通省 水管理・国土保全局海岸室、赤澤と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは海岸室ということなんですけれども、局の代表ということで、直轄河川におけるごみ問題の取組ということでご紹介させていただきます。予算的には29年度7,956億円、約、の内数ということで、直轄河川予算の中で対応しておるということでございます。

内容につきましては、資料のほうで河川管理者の取組ということで、6ページでございます。河川管理の中で毎日河川巡視なんかを行っておりますし、監視カメラ、不法投棄の看板設置などに努めておまして、発見したものに関しては河川管理上必要な流木・ごみの回収というのを行っておるということでもあります。

それから、関係機関との連携の強化ということで、一級河川には水質汚濁防止連絡協議会というのを各水系で組織しておまして、不法投棄発見時の連絡体制を毎年確認しておるということで、運用しておるところでございます。それで関係機関と合同パトロールなんかも実施しておるということになっております。

それから、その次のページでございまして、あと普及啓発の推進ということで、いろいろなそこに書いてありますようなごみマップをつくったりだとか、住民と連携した清掃活動、河川ごみの調査なんかもやっておりますし、職員による学校への出前講座なんかを通じまして、不法投棄の防止に向けた啓発活動も推進しておるといったところでございます。

以上でございます。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省港湾局様、お願いいたします。

○早川海岸・防災課広域連携推進官 国土交通省港湾局海岸防災課の早川と申します。本日は

よろしくお願いいたします。

海洋における漂流ごみや油の回収ということで、別紙2のほうの8ページでございます。海洋環境整備事業ということでございまして、航行船舶の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、実際には港湾区域内は港湾会社が本来やるべきものでありますので、そういう区域は除くというところで、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明八代海の閉鎖性海域において、漂流ごみの回収ですとか、浮遊油の回収などをやっていますと。実際にそのために海洋環境整備船の配備ということで、全国で今11隻になりますけども、これらの船を配備して、ごみの回収や油の回収に努めているというところでございます。

以上です。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、気象庁さん、お願いできますか。

○河里地球環境業務課調査官 気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課の河里と申します。よろしくお願いいたします。

気象庁では海洋観測船を用いまして、毎年日本の周辺の海域であったりとか、北西太平洋のあらかじめ国際的に定められた定線について観測を行っております。観測の対象はあくまで海洋であったり、海上の気象であったりというものを本来業務の目的のために観測をしております。

その道すがら海洋に浮かんでいる発泡スチロール等の浮遊プラスチックについて、船のブリッジから目視で観測を実施して、その結果をホームページで公表させていただいております。昭和52年からそういう観測を行っております、下に二つほどグラフを用意させていただいておりますが、こういった海域ごとの分布であったりとか、経年変化を見ていただけるようになっております。以上でございます。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、海上保安庁さん、お願いいたします。

○坂中環境防災課課長補佐 海上保安庁警備救難部環境防災課の坂中と申します。よろしくお願いいたします。

海上保安庁といたしましては大きく二つの施策がございまして、一つは一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした啓発活動ということで、中身といたしましては漂着ごみの分類調査を、これは一般市民の協力を得ながら海浜清掃、海岸清掃にあわせてどのようなごみが漂着しているのかというのをここで分類しながら調べているということでございます。昨年度は全国

で67カ所行っております。

もう一つは、海洋環境教室の実施ということで、この分類調査とかの結果に基づいて、どのようなごみがどのように流れてきているのかということについて一般市民に周知して、海洋保全の必要性を呼びかけるというようなことをやっております。

それから、大きく分けた二つ目でございますが、大規模漂着状況の原因調査ということで、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、地方公共団体等と連携いたしまして、漂着状況を調査して排出源、排出原因の特定など、海上保安庁ですので事件、事故の両面から調査を実施して、必要な情報提供、注意喚起等を実施しているということでございます。

以上でございます。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、環境省海洋環境室の施策につきまして、事務局のほうからご説明させていただきます。

○事務局 資料の11ページをご覧ください。海岸漂着物等地域対策推進事業の説明になります。

海洋ごみについてはご承知のとおり、海洋環境、沿岸居住環境、船舶航行、観光等に対してさまざまな悪影響を及ぼしているところでございますけれども、それを改善するために、右下の写真をご覧いただきたいのですけれども、例えば重機を使ったり、ボランティアの方にご活躍いただいたりして海洋ごみの回収処理活動を行っているところでございます。また、発生抑制対策も大事だということでございますので、この補助金で発生抑制対策に関する事業に対しても補助をしております。こちらの補助金は都道府県向け補助金でございまして、市町村に対しては都道府県から市町村への間接補助事業を採用しているところでございます。

次、資料の12ページをご覧ください。漂着ごみ対策総合検討事業、漂流・海底ごみ対策検討事業になります。こちらにつきましては、日本の海岸及び周辺海域におけるマイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握のための調査を実施しているところでございまして、29年度につきましては9,500万円を予算計上させていただいているところでございます。こちらの事業は昨年度から1,600万円増えているところでございますけれども、これにつきまして平成29年度から調査海域を拡大し、12ページの紫色の図のところになりますけれども、本州、九州等の近海に加え、我が国南方海域における東アジア等由来の海洋ごみの実態把握を進めたいと考えております。

次、13ページをご覧ください。こちらは海洋ごみ国際戦略総合検討事業、こちら平成29年度

新規の事業になりますけれども、昨年5月のG7富山環境大臣会合において関係国等へのアウトリーチやモニタリング手法の調和に向けた取組が優先的な施策とされたことから、下の図の三つの箱になりますけれども、海洋ごみに係る戦略的国際展開のあり方の検討、東アジア等における海洋ごみ調査に係る人材の育成、モニタリング手法の調和に向けた国際連携の実施を行っていきたく思っております。これらの取組を行うことによって、海洋ごみ対策が促進されるように進めていきたく考えています。

以上になります。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

では、続きまして、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部さんよりお願いいたします。

○西原廃棄物対策課課長補佐 環境省の廃棄物部門を担当しております廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の西原と申します。よろしく申し上げます。

引き続きまして、資料の14ページをご覧ください。災害等廃棄物処理事業費補助金ということで、災害廃棄物、災害を起因して発生した廃棄物の収集、運搬及び処分について補助を行っているものでございます。図の右側のほうをご覧ください。災害起因ではないということで、海岸保全区域外に漂着した廃棄物、漂着ごみの収集、運搬及び処分についても補助対象になっているというもので、こちらのほうで漂着ごみの対応ができるという事業でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）ということで、地方公共団体、市町村等が廃棄物、ごみを処理するときのごみの焼却施設を新たにつくる、更新する際の交付金でございます。この中で、海ごみ対策といたしまして、除塩施設、塩がついていると廃棄物焼却施設の炉が傷みますので、除塩する施設、それから漂着ごみを破碎する施設といった海ごみ対策に資するような施設につきましてもこの交付金の中で平成22年度から交付対象のメニューに追加したということで、海ごみ対策についてもこちらの交付金が対応できるという事業になってございます。

続きまして、16ページをご覧ください。こちらは我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業ということで、開発途上国で、いまだに環境汚染、ごみの処理というのが非常に問題になっているところもございます。そういう地域において日本の先進的な技術、リサイクルのシステムを導入して、不法投棄等ごみの発生抑制に努めていきたいということで、技術支援、海外の開発途上国、主に東南アジア等をターゲットにしておりますけれども、そちらのほうで技術展開をすることによって漂着ごみの発生抑制に資するという事業ということで、こちらのほうもあげさせていただいております。

以上でございます。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

最後に、この17ページになりますけども、災害関連緊急大規模漂着流木処理対策事業ですか、これにつきまして国土交通省、農水省、水産庁を代表いたしまして、国土交通省の港湾局様からご説明いただけますか。

○早川海岸・防災課広域連携推進官 改めまして、海岸事業に関しましては、先ほど今お話ありましたように、所管がその背後の利用によりまして農林水産省、水産庁、国土交通省の水管理国土保全局、そして港湾局と四つありますと。今回はたまたま順番でということで、我々のほうから説明させていただきますけれども、4省庁で所管している事業としまして災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業ということで事業を持っておりますと。

目的は、洪水、台風により海岸に漂着した流木及びごみ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びごみ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に緊急的に流木等の処理を実施するということになります。

先ほど15番のほうでお話がありましたけれども、採択の基準としては、その海岸保全区域内に漂着したものということになりまして、あとは漂着量として一定の規模感が集まったものというようなことになってございます。

以上でございます。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

各省庁様からご説明をいただきましたけども、これらの内容につきましてご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

○熊谷内閣府総合海洋政策推進事務局参事官 1点。

○中里海洋環境室長 はい。

○熊谷内閣府総合海洋政策推進事務局参事官 各省庁でいろいろと取り組まれているのはわかるんですが、これによってどれくらいのごみが毎年処理が進んでいるんでしょうかというのが、もしわかれば教えていただければと思います。

○事務局 環境省の海岸漂着物等推進事業でございますけれども、こちらで都道府県が実際に海洋ごみの回収をさせていただいているんですけれども、平成27年度の実績ですけれども、こちらは大体3万トンほど回収しているところになります。

○中里海洋環境室長 ちょっと全体をまとめたものはないようなんですけども、ほかの省庁様で何かどの程度処理したかというのがわかればちょっとご教示いただけますか。ちょっとまだ

具体的な数字はないですかね。

すみませんが、全体的にはちょっと把握していませんが、うちの環境省の事業だと、一つの事業でございますけども、3万トン程度ということなので、これよりも多いということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問等ございますか。よろしいですか。よろしければ次の議題に進めさせていただきますと思います。

続きまして、海洋ごみに関する現状につきましての事務局並びに、あと外務省様からご説明をいただきたいと思います。

まず、事務局のほうからお願いします。

○事務局 お手元にごございます資料4、資料5-1をご覧ください。海洋ごみに関する現状についてというところで、まず資料4、平成27年度海洋ごみ調査の結果についてご報告させていただきます。また、続きまして、資料5-1、海洋ごみに関する国際動向について情報提供させていただきます。なお、参考資料3に海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果の概要版をつけております。こちらについては本日説明は割愛させていただきますが、後ほどご参照いただければと思います。

まず、資料4、1枚目中ほど、囲みのところをご確認ください。環境省では、平成27年度に10カ所の海岸において漂着ごみ調査などを行っております。また、東京湾、駿河湾、伊勢湾、そして我が国周辺の沖合海域というところで漂流・海底ごみの調査を行っております。さらに近年、海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックについても調査を実施しております。こちらの調査結果について、平成29年3月ですね、公表したものについてご説明させていただきます。

結果につきましては2枚おめくりいただいて、別添1-1をご確認ください。まずその各海岸における漂着ごみのモニタリング調査というところで、全国10地点における定点調査の結果についてご説明いたします。実は平成22年度から26年度にかけては全国7地点において毎年定点調査を行ってまいりました。こちらについては北海道が抜けている、あるいは東北の太平洋側に測点がないといった地理的な偏在がございまして、また7地点しか調べていないということで、平成27年度から6年間で28地点を調べるという形で、少しやり方を平成27年より変えているものでございます。こちら、平成27年度はその手法を変えての初年度だったということで、実はこちら太平洋側のみ測点が配置されておりますが、平成28年度以降は日本海側、北海道、そして沖縄、バランスよくしっかりと調べていきたいと思っております。

1枚おめくりください。別添1-2でございます。平成27年度にその漂着ごみのモニタリング調査を実施した全国10地点において、漂着したペットボトルの製造国をラベルやふたなどから推定したものでございます。こちらについては先ほど申し上げたとおり、日本海側、測点とれておりませんで、毎年度ですと日本海側はかなり韓国製などが漂着しているんですが、今回の太平洋側については日本がかなり多いと。また、石垣、奄美、種子島においては外国製が圧倒的に多かった。外国は中国製のものが多かったという結果になっております。

1枚おめくりいただいて、別添1-3をご確認ください。平成27年度においては東京湾、駿河湾、伊勢湾において漂流ごみの目視観測調査を実施しております。こちら発見された漂流ごみのうち、人工物が約25%、またこの人工物のうちレジ袋などの包装材、トレイなどの食品包装、ペットボトルが発見の上位を占めていたという結果になってございます。

1枚おめくりください。別添1-4でございます。同じく東京湾、駿河湾、伊勢湾において夏と冬の2回、それぞれ8つの漁協の協力をいただきまして、海底ごみの分布状況について調査しております。こちらの調査結果につきましては、容積ベースでいきますと、プラスチック類が大半を占めていたと。一方で、個数、重量で見た場合には、金属類もプラスチックに次ぐ回収量となっております。

1枚おめくりください。別添1-5でございます。こちら沖合海域における漂流ごみの実態調査の結果でございます。平成27年度、我が国周辺の沖合海域ということで、本州、四国、九州、ぐるっと回る形で漂流ごみの密度推定のため目視観測調査を実施してございます。測点については左下の図をご確認ください。また、その結果につきましては真ん中の図でございます。海区ごとの人工物の分布密度でございますが、こちら一番高いのが右上の日本海北の海区でございました。次いで東シナ海の海区というところで、こちら対馬暖流に乗って中国、あるいはほかの東南アジアからのごみが多く日本海側に流れているのではないかとというのが専門家のご意見でございます。

続きまして、別添1-6をご参照ください。沖合海域における海底ごみの実態調査の結果でございます。こちら平成27年度は実は常磐沖と東シナ海で調べようとしていたんですが、東シナ海は天候不良で実施できなかったというところで、急遽沖合ではないのですが、鹿児島周辺海域ということで、鹿児島湾内において調査をしております。こちら常磐沖においては最高で1平方キロメートル当たり100キログラムを超えるといったような海底ごみ、非常に高い密度で見つかった場所が残念ながらございました。

続きまして、別添1-7をご覧ください。こちらについてはマイクロプラスチックの調査結果

となっております。左下の図をご覧ください。沖合海域のマイクロプラスチック調査の地点としまして、平成26年度、平成27年度にそれぞれ調べたところがこの黒丸と白丸となっております。

続きまして、右側をご確認ください。平成26年度と27年度、合わせた結果として、本州、四国、九州周辺の沖合海域のマイクロプラスチックの分布密度を表にしたものでございます。こちらを見ていただきますと、日本周辺海域、残念ながらどちらの海域においてもマイクロプラスチックが多く観測されているという結果になってございます。

続きまして、別添1-8をご参照ください。こちらは同じくマイクロプラスチックについて東京湾、駿河湾、伊勢湾の内湾について調査をした結果になってございます。下の調査結果で、この丸の大きさが大きなものほど多くのマイクロプラスチックが見つかったという結果になってございます。やはりその東京湾の人口が多いところの河口部などは、かなり多くのマイクロプラスチックが見ついているというところでございます。この円のうちピンクと申しますか、オレンジになってございますところがマイクロプラスチックの中でも洗顔フォームのスクラブ材などに使われますマイクロビーズが見つかったという地点でございます。こちらについては、マイクロプラスチック全体に占める密度としてはマイクロビーズは1%以下であったという結果になってございます。

最後、別添1-9をご覧ください。こちらマイクロプラスチックに含まれる有害物質（POPs）の調査結果となっております。こちらは残留性有機汚染物質、POPsと申しますのは下の米印をご覧ください。POPsは難分解性、そして生物蓄積性を有するというところで、国際条約のもとで我が国では原則、現在では製造、使用が禁止されているというものでございます。

一方で、過去の汚染が陸域から海域に流入して、なお海域においてはPOPsが観測されているという状況でございます。こちらにつきまして、マイクロプラスチックが一度海洋中に流れ出ますと、その海洋の過去の汚染物質であるPOPsなど吸着するという懸念もございまして、そちらについて、平成27年度、海岸18地点、海上10地点で採取しましたマイクロプラスチックについて、このPOPsの分析を行いました。こちらについて、結果としては東京湾、大阪湾など都市部に隣接する内湾では相対的に高濃度、一方で、離島などでは低濃度となっております、こちらの調査結果についてはこれまでの世界的傾向とも一致をしているという状況でございます。

以上が平成27年度海洋ごみ調査の結果でございます。平成28年度の結果については、現在取りまとめ、取りまとめ次第、公表させていただく予定でございます。

続きまして、海洋ごみに関する国際動向についてというところで、横長の資料、資料5-1を

ご覧ください。1枚おめくりください。2016年以降のG7関連会合についてというところでご紹介させていただいております。昨年度、平成28年12月まで日本はG7の議長国でございました。その日本の議長国の前、平成27年度、ドイツが議長国であったエルマウ・サミットにおいて、初めてG7の枠組みで海洋ごみ問題に対処する重要性というところがサミットのレベルで政治的なコミットメントが得られているという状況でございます。ドイツから議長国を引き継ぎました日本の議長国下のG7の取組として、伊勢志摩サミット、富山環境大臣会合、そして茨城・つくば科学技術大臣会合、それぞれの会合において海洋ごみについて取り扱ってございます。

中でも真ん中ですね、富山環境大臣会合におきましてはエルマウ・サミットで合意された附属書のG7行動計画について、その重要性を再確認するというところとともに、G7として各国の状況に応じて優先的施策の実施にしっかりコミットするというところが確認されてございます。今月、実はイタリア議長国下のG7の取組というところで、一番下のところでございます。6月11、12日にかけてG7ボローニャ環境大臣会合が開催されております。こちらにおいて海洋ごみが引き続き大きく議題として取り上げられまして、内容としましては、海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画をさらに実施するという政治的な決意が表明されたというところがございます。

次のページご覧ください。左の赤い囲みのところのさらに黒い囲みのところ、富山環境大臣会合コミュニケを受けた具体的な取組というところをご覧ください。日本議長国下の富山環境大臣会合において優先的施策として二つ日本は実施をするという約束をしたというものについてご紹介させていただきます。

まず一つ、廃棄物管理のためのワークショップというところで、平成28年9月、日米共催によりまして海洋ごみの問題に関するAPECハイレベル会議を東京で開催いたしました。もう一つ、平成28年12月、モニタリング手法の調和に向けた国際専門家会合を、こちらも東京で開催しております。このような形でG7の枠組みにおいて約束したことをきちんと日本議長国下で実施をしておるところでございます。

もう一枚おめくりください。G7の取組に加えまして、やはりその海洋ごみ、海域を同じくする地域レベルでの連携について実施をしていくことが重要でございます。北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）における取組、こちら日本、韓国、中国、ロシア、4カ国の取組でございますが、こちらについてはワークショップ、海岸清掃キャンペーンなどを実施しておりまして、こちらも着実に引き続き実施をしていきます。また、日中韓三カ国環境大臣会合の取組ということで、こちらについても日中韓三カ国、協力して海洋ごみに関するワークショップ等の実施

をしているところでございます。

さらに昨年度、取組がかなり進んだという枠組みがございます。海洋ごみについてはサイエンスの論文でも中国が断トツ、その世界最大の排出国という論文がございます。こちらで日本はやはり同じアジアにある隣国として日中バイでの海洋ごみの協力枠組み、進化させる必要がございます。こちらの観点からは日中高級事務レベル海洋協議、こちらについて昨年度、かなり両国の海洋ごみ協力について合意を進めることができまして、昨年度3月においては日中海洋ごみ協力に関する専門家による対話プラットフォーム、こちら第1回、中国大連にて開催をしたという状況でございます。

4ページ目、ご覧ください。国連環境総会についてというところでございます。国連環境計画（UNEP）の意思決定機関としてUNEA国連環境総会がございます。こちら昨年度5月にナイロビで第2回総会が開催されました。こちらにおいては、海洋ごみについて国連環境計画の中でもしっかりと取り組むというところで海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックについての決議が採択されております。

最後のページでございます。また先ほどは国連環境計画の取組でございましたが、国連本部の取組としてご紹介を一つさせていただきます。海洋に関する国連のフォーラムとしまして、海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス、ICPというものがございます。こちらについて、昨年度はテーマは海洋ごみ、プラスチック及びマイクロプラスチックということで、6月にニューヨークでプラスチックごみを取り上げる会議が開催されました。この中では、海洋ごみの環境的、社会的、そして経済的な側面、そして海洋ごみ削減への各取組についての議論がされたというところでございます。

このように、近年、非常にいろいろなスキームで海洋ごみ、国際の文脈で議論をされているところでございます。日本、環境省としてもしっかりと各取組をウオッチするとともに、国際的なところ、しっかりと貢献をしていきたいと思っております。

以上です。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、外務省さん、お願いいたします。

○田中地球環境課上席専門官 どうもありがとうございます。配付しました資料の5-2は持続可能な開発目標（SDG）14実施国連会議の概要、同会議で採択された政治文書「Call for Action」我が国の政府団長のスピーチから構成されています。私自身は代表団長代理という形で出席しました。

持続可能な開発目標（SDGs）は全部で17あり、今回は目標14として海洋、海洋資源、海洋保全、持続可能な利用に焦点を当てて開催されました。会議に参加して、海洋問題というのは、気候変動、海面上昇等が喫緊の課題であり、今後、国際的なフレームワークの構築も含めて早急に対応していく必要があると感じました。

特に、違法漁業とか過剰漁業等の漁業問題、海面上昇、防災、海洋酸性化等の気候変動問題、海洋ごみ問題の3つが主に論じられていたと理解しております。海洋ごみ問題で例を挙げると、現状のままであると2050年までに海洋ごみの量が全ての魚の重さを超える、海洋ごみの8割は陸上から起因しているとの調査報告がなされています。従って、海洋ごみ対策には陸上起因の廃棄物管理が非常に重要であると議論されました。

特に、海洋ごみの分野では「Call for Action」に我が国の廃棄物政策である、3Rsの重要性を主張したところ、問題なく取り入れたという経緯があります（パラ13（h））。我が国の3Rsが問題なく含まれたことは、我が国の廃棄物管理政策が国際的に認知されていることの証左であると思います。

今回のSDGs国連会議の特徴の一つとして、各国、国際機関、市民社会の政策を登録する仕組み（Voluntary Commitment）が確立しつつあることが挙げられます。会議最終日（6月9日時点）までに1,300以上のVoluntary Commitmentの登録がなされたところ、外務省としては、今後とも、かかる国際会議において政府、各省の取組を国際的にアピールしたいと考えております。

以上です。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

これで各省からのご説明は終わりましたが、何か全体を通して、各省からの政策につきまして質問等がございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、会議全体の、一応議題はここまでなので、会議全体につきまして何かご質問等、ご意見等ございましたら率直におっしゃっていただければと思いますけども。

○小谷生涯学習政策局参事官 文部科学省の小谷と申します。

本日、文部科学省からの特に提言はできなかつたんですけども、私ども生涯学習という観点から、地域課題、あるいは御自身の課題を解決するために向けた学びのいろんな情報を発信しております、メールマガジンを大体1万2,000名ぐらいの方に受信していただいておりますが、発信させていただいております。本日のこの重要な課題につきましても地域課題として取り組みたいとおっしゃる方、ボランティアなどに興味を持たれている方にとっても重要、有意義な情報もございましたし、あるいは普及啓発ですとか、そういった方のお力を借りたいとお

考えの省庁もいらっしゃいましたら、できる限り協力させていただきたいと思っておりますので、お問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

○中里海洋環境室長 ありがとうございます。

先ほどもやはり陸域からのごみが多いということなので、そういった発生源対策が非常に重要だと思います。そういう意味では、啓発普及は重要な施策でございますので、ぜひ積極的に協力していきたいと考えてございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、一応会議はここまでといたしまして、次回の会議の日程でございますけれども、また各省庁の担当者の方に事務レベルで相談をさせていただきたいと思っております。

では、以上をもちまして第8回海岸漂着物対策推進会議を終了させていただきます。円滑な議事進行に協力いただきましてありがとうございました。

午後 2時55分 閉会